

令和7年3月17日

お知らせ

課名	経営支援課 金融支援班
担当	高橋・安藤
内線	5217・5219
直通	086-226-7361

協調支援型特別資金を創設します。

物価高騰や人手不足等の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関による伴走支援等により、多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的として、国において新たに設けられた保証制度を活用した協調支援型特別資金を創設し、令和7年4月1日から取扱いを開始することとしたので、お知らせします。

資金名	協調支援型特別資金
融資の対象者	次のいずれかに該当し、協調支援型特別保証を利用する中小企業者 1 保証付き融資の実行と同時に、保証付き融資額の1割以上の保証を付さない融資（プロパー融資）を受ける者 2 金融機関の支援を受けつつ、経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者
資金使途	事業経営に必要な運転資金及び設備資金 既存の信用保証付き融資の借換資金
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内（うち据置期間1年以内（運転資金）、3年以内（設備資金及び運転設備資金））
融資利率	年1.80%以内（保証付き融資部分に限る）
保証料率	融資対象者1：0.23～0.95%（保証申込みが令和7年度） 0.30～1.27%（" 令和8年度） 0.34～1.43%（" 令和9年度） 融資対象者2：0.34～1.43%
担保及び保証人	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる
申込手続き	取扱金融機関を經由して信用保証協会へ申し込む
取扱期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
問合せ先	融資については、お近くの取扱金融機関へご相談ください